

第1 まえがき

北海道は面積が広く、人口密度が低いことなどから、その水道普及率は全国平均より低い水準で推移してきましたが、水道水質の安全確保や水道未普及地域の解消など、地域の水道の諸問題の解決に資するとともに、広域的な水道の整備計画の方向を明らかにする必要性がありました。

そのため、昭和54年（1979年）～昭和57年（1982年）（昭和62年（1987年）一部改正）に4つの地域（道央、道東、道北、道南）ごとに「水道整備基本構想」を策定し、水道整備の基本方針や推進方策等を示すことにより、平成22年度（2010年度）末で、97.8%と全国普及率（97.5%）と同水準に達し、ほとんどの住民の方々が水道水の供給を受けることが可能になりました。

一方で、策定から年数が経過し、水道を取り巻く環境は大きく変化し、全国の他水道事業者と同様に人口の減少・水需要の低下に伴う料金収入の減少、水道施設の老朽化、技術継承の問題など北海道の水道にとっても解決すべき課題が山積しています。

また、国においては、上記課題を解決するため、水道関係者の共通の目標となる水道の将来像やその実現に向けた方策等を明確にし、関係者がその取組を推進していく、「水道ビジョン」を平成16年（2004年）6月に策定するとともに、各水道事業者において「水道事業ビジョン」を作成することを推奨しています。

さらに、都道府県に対しては、都道府県の作成する「水道整備基本構想」について、「都道府県水道ビジョン」として位置づけるなど、的確な見直しを行うよう求めています。

こうしたことから、北海道においては、安全で安心な水道水を安定的かつ持続して供給するため、住民、水道事業者、道が共有する基本的な指針として、水道の目指すべき姿や取組の方向性を示す「北海道水道ビジョン」を平成23年（2011年）3月に新たに策定しました。

この、「水道整備基本構想」は、「北海道水道ビジョン」の地域編として位置づけ、道内を6地域に区分するほか、目標年度を令和12年度（2030年度）とし、人口の減少や少子高齢化といった策定時には予見されていなかった課題等に対応するため、水道事業者が計画的に事業に取り組むための数値目標や広域化の方向性を示す将来年次計画等を内容として改定するものです。